郵送による転出届の方法について

この用紙の太枠を記入し、引越し前の区役所戸籍課へ郵送してください。

郵送による転出届（転入届の特例用）

※転出される方の中にマイナンバーカードを保有している方がいる場合のみ

（届出先）

横浜市　　区長

届出年月日 （記入した日）	年　月　日
転出予定年月日 又は転出年月日	年　月　日

届出人氏名 ※署名してください	
連　絡　先 ※日中連絡の取れる連絡先を必ず記載してください	（　　）
届出人の住所 （※代理人による届出の場合のみ）	

※転出する方全員の名前を記載してください。

これからの住所			
いままでの住所 横浜市　　区			
No.	ふりがな 氏	ふりがな 名	生年月日
1			大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　月　日
2			大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　月　日
3			大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　月　日
4			大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　月　日
5			大正 昭和 平成 令和 西暦　　年　月　日

（注意）

- 同一世帯員で同時に転出される方の中でマイナンバーカードの交付を受けている方がいる場合のみ、この転出届を提出することができます。なお、マイナンバーカードが失効又は一時停止となっている場合は、受付できません。
- 転入届の特例による転入届（マイナンバーカードを利用する転入届）は、転出予定年月日から30日を経過した日又は転入日から14日を経過した日のいずれかの早い日以後は受付できませんので、その場合は必ず転出証明書の交付を受けてください。
- 代理人による届出の場合は、委任状も同封してください。
- 転入届の特例による転入届（マイナンバーカードを利用する転入届）の手続の際は、マイナンバーカードの提示が必要ですので、カードはこの転出届に同封しないでください。
- この手続以外に、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などの手続が必要な場合があります。あらかじめご確認ください。

送付先一覧

郵便番号	送付先	あて先
〒225-0024	青葉区市ケ尾町 31番地4	青葉区役所　戸籍課
〒241-0022	旭区鶴ケ峰一丁目４番地12	旭区役所　戸籍課
〒245-0024	泉区和泉中央北五丁目１番１号	泉区役所　戸籍課
〒235-0016	磯子区磯子三丁目５番１号	磯子区役所　戸籍課
〒221-0824	神奈川区広台太田町３番地８	神奈川区役所　戸籍課
〒236-0021	金沢区泥亀二丁目９番１号	金沢区役所　戸籍課
〒233-0003	港南区港南四丁目２番10号	港南区役所　戸籍課
〒222-0032	港北区大豆戸町26番地１	港北区役所　戸籍課
〒247-0005	栄区桂町303番地19	栄区役所　戸籍課
〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町190番地	瀬谷区役所　戸籍課
〒224-0032	都筑区茅ケ崎中央32番１号	都筑区役所　戸籍課
〒230-0051	鶴見区鶴見中央三丁目20番１号	鶴見区役所　戸籍課
〒244-0003	戸塚区戸塚町16番地17	戸塚区役所　戸籍課
〒231-0021	中区日本大通35番地	中区役所　戸籍課
〒220-0051	西区中央一丁目５番10号	西区役所　戸籍課
〒240-0001	保土ケ谷区川辺町２番地９	保土ケ谷区役所　戸籍課
〒226-0013	緑区寺山町118番地	緑区役所　戸籍課
〒232-0024	南区浦舟町２丁目33番地	南区役所　戸籍課